

令和6年度砂利採取業務主任者試験《受験案内》

島根県土木部河川課管理係

〒690-8501 松江市殿町1番地

電話番号 0852-22-6783

1 試験の日時

令和6年11月8日（金）午前10時～12時まで（120分）

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認めます。）

試験会場案内図

2 試験会場

大田市大田町大田イ 236-4（JR大田市駅の西隣）

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行います。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験の手続き

(1) 受験申込方法

電子申請又は郵送による

(2) 受験手数料

7,600 円

※手数料は、主催者が試験を中止した場合を除き、原則として返金しません。

(3) 申込受付期間

令和6年10月1日（火）午前8時30分から令和6年10月15日（火）午後5時15分まで

（郵送の場合は令和6年10月15日までの消印のあるものに限り受け付けます）

4-1 電子申請の場合

(1) 準備するもの

① 写真データ（受験申込前6月以内に撮影した正面無帽上半身像）

② 支払いに利用できるクレジットカード（VISA/Master/JCB/AMEX/DINERS）

(2) 申込方法

しまね電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-sikenn>）より申し込んでください。

(3) 受験手数料の支払いはクレジットカード決済のみです。

(4) 受験票の交付

申請手続きが完了しましたら、「島根県【砂利採取法】砂利採取業務主任者試験申込 処理完了のお知らせ」メールが送付されますので、スマートフォン等の電子機器の画面若しくはメールを印刷したものを、試験当日に受付でご提示ください。受付にて受験票をお渡しします。

なお、令和6年10月28日（月）までに処理完了のメールが届かない場合は、島根県土木部河川課に必ずお問い合わせください。



電子申請はこちらから

4-2 郵送の場合

(1) 受験願書等の入手方法

① 窓口配布箇所（下記窓口にお越しください）

・島根県土木部河川課

- ・各県土整備事務所維持管理部管理課（各事業所・隠岐支庁県土整備局・事業部も含む。）
- ・島根県砂利協会（〒699-3162 江津市敬川町 2320-1）

② 郵送による請求

次の点に注意して、下記送付先まで請求してください。

- ・原則9月25日（水）まで（同日消印有効）に請求を行ってください。

9月25日以降に郵送による請求を行う場合は、予め河川課に問い合わせてください。

- ・封筒の表に「砂利受験願書請求」と朱書してください。
- ・ハガキの入る大きさの返信用封筒（84 円切手を貼り、郵便番号、住所、宛名を記載しておくこと）を同封してください。

〇送付先：〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

(2) 申込方法

下記(3)の提出書類に必要事項を記入し、下記(5)の申込受付期間内に島根県土木部河川課（〒690-8501 松江市殿町1番地）に提出してください。

(3) 提出書類

① 受験願書

② 添付書類

- ・写真2枚（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- ・受験票（所定の様式。85円切手と写真2枚のうち1枚をはり付けてください。）

(4) 受験願書の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付しますので、試験当日、会場に御持参ください。

なお、受験票が令和6年10月28日（月）までに届かない場合は、島根県土木部河川課に必ずお問い合わせください。

5 結果発表

試験結果は、令和6年11月29日（金）に郵送にて受験者本人あて通知するほか、

合格者の受験番号を県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載します。

電話等による照会には対応しません。なお、試験の得点については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、受験者本人に限り開示の請求をすることができます。

(1) 開示内容

受験者本人の総合得点及び科目別得点（法令問題、技術問題）

(2) 開示方法

原則として閲覧の方法によることとし、写しの交付は行いません。

(3) 開示期間及び時間

- ・期間 令和6年11月29日（金）から令和6年12月27日（金）
（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- ・時間 午前9時から午後5時まで

(4) 開示場所

島根県土木部河川課（松江市殿町8番地島根県庁南庁舎3階）

(5) 開示請求に必要な書類

顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど受験者本人を確認できるもの）

(6) その他

開示を希望される場合は、事前に島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）に電話で開示希望日時を連絡してください。

6 その他

その他ご不明な点については、島根県土木部河川課管理係（0852-22-6783）までお問い合わせください。

発熱や咳などの症状がある場合には、受験をお控えください。試験会場内でのマスクの着用は、個人の判断にゆだねます。